

# 研究の自由に関するボン宣言

-----  
(英語版・ドイツ語版からの参考訳)

欧州研究圏に関する閣僚会議にて採択  
2020年10月20日ボン

eu2020.de  
(ドイツ・EU議長国ウェブサイト)

## 我々の社会の進歩にとっての研究の自由の重要性

研究の自由は普遍的な権利であり公共財である。研究の自由は欧州連合（EU）の基本原則のひとつであり、EU基本権憲章においても謳われている。170カ国以上が批准する「国際連合の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」によっても保護されているほか、EU加盟国の大半において憲法もしくは法律において規定されている。研究の自由は、あらゆる種類の学術団体<sup>1</sup>や奨学金制度、また全学問分野に適用される。思想の自由と知的創造性には、個人一人ひとりの自由と安全も必要である。研究の自由は開放性、交流、卓越性、国際性、多様性、平等、誠実性、好奇心、責任、再帰性を意味する。研究の自由があらゆる民主主義社会の支柱である所以がここにある。

研究及び研究を行う自由は、我々の社会、文化、政治、経済を強靱化し前進させるために不可欠の前提条件である。研究は知識の向上を通じて人々と社会に利益をもたらす。研究の自由は、研究者が社会の福祉に資する公共財として知を創造、共有、伝達するうえで必須の条件である。より良い未来を実現するという我々の希望と野心的目標も、研究の自由にかかっている。

## 研究の自由の共通定義

研究の自由は、表現・意見表明の自由、結社の自由、移動の自由及び教育を受ける権利等諸権利に関連する。常識を疑い新たな発想を生み出すため、自由に研究課題を設定する権利、理論を選択・展開する権利、経験的資料を収集する権利及び適切な研究方法を採用する権利がここに含まれる。研究成果を研修や教育等を通じて幅広く共有、普及、公開する権利も含まれる。研究者は、各自が働く組織から不利な扱いを受けたり、政府その他の機関による検閲及び差別といった不利益を受けたりすることなく、各自の意見を表明する自由を有する。

研究者は、専門家団体や学術代表団体に所属することも自由である。研究の自由の実現には、物理面・仮想面双方の研究者モビリティ実現の機会のほか、ジェンダー平等の環境、学生や研究者との交流の自由も必要である。研究の自由には、各学問分野で指標となる基準がある。しかし同時に、新たな研究成果により現行基準の妥当性に疑問が生じた場合、研究者はその基準を批判的に検証することができる。研究の自由へのいかなる制限であれ、この権利の趣旨に反することがあってはならず、法の支配に基づく通常の手続により決められなければならない。研究の自由から生じる諸権利を行使する場合、他者の権利を考慮しなければならない。

---

<sup>1</sup> 最広義の「学術団体」であり、公的・私的資金を活用して研究を助成・実施する団体及び高等教育機関を含む。

## 研究の自由を保護する各国政府の役割

我々は、研究の自由の侵害に関する報告が欧州を含め世界的に増加している時であるからこそ、研究の自由の保護にコミットする。我々は研究の自由に対するあらゆる侵害を強く非難し、それらに強力に対抗していく。我々は、研究の自由の侵害を受ける世界中の研究者との連帯を掲げる。

確かな学術的知見は、透明性のある方法で導き出され反駁可能性を有するが故に、最も強力な保護に値する。したがって我々は、批判的言説は反社会的ではなく民主主義社会の本質的要素であるという信念を、今後も表明し続けていく。研究の自由は意見の多様性と不可分である。我々は、法の支配に基づき、学術団体や研究者個人の研究の自由を保障・保護する強力な法的枠組があることの重要性を認識している。我々は、学術団体における研究の自由の完全な実現を脅かすあらゆる干渉を防止し、それに対抗するとともに、学術団体が事実の歪曲や偽情報の拡散に対抗措置を取る場合、これを支援する。

我々は、欧州研究圏の総合的パフォーマンス、重要性及び影響力を最大化するため、知識の生産、普及、活用というサイクル全体を重視する。したがって研究・イノベーション政策のアプローチには、ボトムアップ型とトップダウン型の健全なバランスが必要であると考えます。これは研究の自由の趣旨に沿うものであり、また、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ等の広範な政策目標に対し、研究が果たしている効果的貢献等に照らしても妥当である。

我々は、欧州研究圏と欧州高等教育圏が、適切かつ相互運用性のあるキャリア等に関し緊密に協力することを奨励する。我々は、欧州高等教育圏のボローニャ・プロセスの文脈において研究の自由を完全に実現し保障するため、モニタリングを含む一層効果的な手段の開発を歓迎し推進する。我々は欧州高等教育圏における学問の自由に関し、モニタリング・システムの構築を注視するとともに、それが研究分野に与える示唆、とりわけいかなる指標・モニタリング方法が適切かについて、また、それが欧州研究圏における研究の自由のモニタリングに対してもつ重要性についての示唆を評価していく。

我々は、今後も学問の自由と制度的自治、また研究の自由に必要な前提条件である長期的で信頼性が高く安定した資金拠出を強化していく。この資金支援は、最新かつアクセス容易な研究インフラ及び施設、初期段階の研究者などのための適切なキャリア、オープンコラボレーションのインセンティブのための支援を含む。

## 学術団体の役割と責任

科学は社会に対し、研究成果の普及と伝達にあたり明確性、透明性、理解可能性を確保し、非科学的意見と科学的に検証可能な知見との違いを説明する責任を有する。事実の歪曲や偽情報の拡散に対抗するため、科学的プロセスや成果を伝達し、社会との対話を進めようとする学術団体の取組を、我々は奨励し支援する。科学への信頼は、包摂的で開かれた民主主義社会への鍵である。

我々は、研究の自由の行使は、学術・研究機関による責任ある独自の自主規制システムを前提とすると考える。我々は、昇格や資金の競争的配分を決める手続が透明、公正かつ実績本位であることを含め、誠実性、責任ある研究、倫理的節度を確保するための高水準の適正研究行為基準、ガイドライン、助言組織を奨励・支援する。これには研究の独立性、誠実性及び透明性を促進するインセンティブ・報奨システムの整備や、研究者のキャリア開発のための支援・助言が含まれる。

## 国際研究協力における研究の自由の役割

研究の自由は、EU加盟国、欧州委員会及び国際パートナー各国・地域が関与する全ての研究・イノベーション政策対話や研究協力を導く、明確な共通規範でなければならない。研究の自由は我々の科学外交活動の欠かすことのできない要素として、全EU加盟国及び欧州委員会により理解、実現、促進されなければならない。

我々は国際パートナーに対し、オープンサイエンスの原則に基づく研究協力を振興するため、研究の自由の保護に関する共通の立場を再確認するよう呼びかける。それにより、卓越したグローバル研究ネットワーク、世界的課題への共同責任及び民主主義的価値の保護は、信頼できる基盤を獲得する。

我々は、学術団体とその研究者が強力な研究協力を全世界で確立することに加え、我々の価値観や原則を必ずしも共有していない国を含むあらゆる国の研究者との協力において、研究の自由を擁護・推進することを奨励する。我々はこの取組を行う学術団体を全面的に支援するとともに、学問の自由という原則を国際関係において推進し定着させることを奨励する。

我々は、第三国や国際機関との交渉や科学技術協力協定の更新等、グローバルな協力関係を構築する際、研究の自由が重要な要素として確実に認識されるよう取り組む。

## 結語

我々は欧州を、自由、平等、法の支配を擁護し、民主主義を守る存在であると考え  
る。また、欧州研究圏は研究の自由を保障する存在であり、知識の向上と社会の利  
益への貢献を目指すダイナミックな研究・イノベーションのために必要な存在であ  
ると捉える。

我々EU加盟国の研究大臣とイノベーション・研究・文化・教育・青少年担当欧州委  
員は、2020年10月20日、ドイツのボンで開催された欧州研究圏に関する閣僚会議  
に出席し、同圏内や国際パートナーとの研究協力における共通の中核的価値・基本  
原則としての、研究の自由の中心的役割を確認した。我々は、この宣言で掲げられ  
ている諸原則の自国における実現に尽力する国際パートナーに感謝する。その他の  
国々に対しても、今後ボン宣言への支持を表明するよう呼びかける。

